

## 2017年度 道央地区支部全体会(総会) 次 第

【日 時】5月27日(土) 14時～

【会 場】札幌市社会福祉総合センター  
大研修室

### 1. 開 会

議長の選出

資格審査員の選出

議事録署名人の選出

### 2. 支部長挨拶

### 3. 報告事項

報告第1号 支部役員の選出について

報告第2号 ばあとなあ合議体構成員の選出について

### 4. 議 案

議案第1号 2016年度事業報告及び決算について

議案第2号 2016年度監査報告について

議案第3号 2017年事業計画(案)及び予算(案)について

議案第4号 地区支部規約の一部改正について

### 5. 閉 会



## 報告第1号

### 支部役員の選出について

〔氏名〕五十音順  
海老厚志（恵庭市）  
菅しおり（江別市）  
村上敦哉（小樽市）

#### 〔選出理由〕

本部役員の改選に伴い、既に支部役員に選出され、支部においてリーダー的な立場で活動している上記の三名を本部理事に推薦するとともに、この度の当選にあたり、改めて支部役員の本部理事に位置づけ、本部と支部が一体となった会務の運営並びに事業の推進を図るため。

#### 〔選出根拠〕

地区支部規約第9条 本会に次の役員を置く。

(8) 本部理事 若干名

地区支部規約第16条 支部全体会は、次に定める事項を審議する。

(3) 支部役員の選出

#### 〔任期〕

2017年5月27日～2019年5月全体会まで

## 道央地区支部「ばあとなあ」合議体構成員の選出について

〈理由〉「ばあとなあ北海道運営規程」に基づき運営するとともに、本部委員の改選と合わせ、新たな合議体の委員を選出し、道央地区支部におけるばあとなあの取組を更に推進していく。

〈内容〉新合議体の構成員

菅 しおり (選出区分：地区支部長)  
長 井 巻 子 (選出区分：ばあとなあ北海道運営委員)  
古 山 明 美 (選出区分：ばあとなあ北海道運営委員)  
目 黒 紀美代 (選出区分：ばあとなあ北海道運営委員)  
細 谷 義 江 (選出区分：地区支部内の会員)  
成 田 孝 友 (選出区分：地区支部内の会員)  
柏 浩 文 (選出区分：地区支部内の会員)

〈根拠〉合議体の構成員「ばあとなあ北海道運営規程第14条3項」

- (1) 地区支部長
- (2) ばあとなあ北海道運営委員
- (3) 各支部内の会員
- (4) その他各支部において必要と認められた者

〈交代時期〉合議体構成員～2017年4月1日

ばあとなあ北海道運営委員～2017年5月27日

〈参考①〉

合議体構成員の選出「同運営規程同条2項」

合議体の構成員は、各地区支部内の会員の総意で選出する。

〈参考②〉

合議体の役割「同運営規程同条4項」

- ・各地区支部内の会員成年後見人等候補者及び成年後見監督人等候補者の推薦に関する協議
- ・ばあとなあ北海道への連絡調整に関すること
- ・各地区支部内の会員が行う後見活動に関する検討
- ・その他合議体において必要と認められた活動

## 2016年度「道央地区支部」事業報告

### 1. 報告概要

これまでの地区支部活動を踏まえ、新たな役員体制に伴い、役員間のコミュニケーションを促進し、地区支部の役割、目標等を共有するため、四役会議及び幹事会等の役員会を毎月開催するとともに、役員の担当制をしき、役割分担を明確にすることで各種事業を順次進めることができました。

また、地区支部の根幹事業であるばあとなあや生涯研修についても地区支部として一体的に事業をすすめるため、見直しに向けて協議を重ねてきました。

2016年度は地区支部体制の再構築に重点をおき、役員の結束、会員の皆様のご理解、ご協力のもと、新体制2年目に向けて、ステップを踏み出すことができる1年となりました。

### 2. 事業内容

#### (1) 各種研修会等の開催

①社会福祉セミナーの開催 6月25日(土) いなきた・コミュニティセンター 29名参加

基調講演「社会福祉士に期待する」

公益社団法人北海道社会福祉士会会長 高橋修一氏

シンポジウム「各分野の虐待防止対応にみる社会福祉士の権利擁護」

②成年後見・権利擁護セミナーの開催 3月4日(土) かでの2・7 33名参加

「成年後見制度等にかかわる専門職への期待」

講師：小樽商科大学商学部教授 片桐由喜氏

③基礎研修Ⅰの開催(集合研修) かでの2・7

4月2日(土)25人・8月20日(土)26人・10月16日(日)5人・2月25日(土)6人

④基礎研修Ⅱの開催 かでの2・7

SW理論 7月30日(土)16人・31日(日)15人、8月20日(土)16人

地域政策 9月3日(土)14人・4日(日)12人

人材育成 9月10日(日)12人、

権利擁護 6月12日(日)15人・8月21日(日)13人

実践評価・研究 12月10日(土)14人・11日(日)15人、1月28日(日)19人

⑤地域包括支援センター自己評価研修会の開催 2月11日(土)

かでの2・7 30名参加

講師：札幌市厚別区第2地域包括支援センター長 石崎剛氏

⑥地域包括支援センター高齢者虐待研修会の開催 6月4日(土) かでの2・7 22名参加

「JR東海事件が与える高齢者虐待対応への影響について」

講師：札幌弁護士会高齢者・障害者支援員会委員 三島祥悟氏

⑦地域包括支援センター高齢者権利擁護研修の開催 9月10日(土)

札幌駅前ビジネススペース 12名参加

「意思決定を尊重した人生の最終段階への支援～医療事前指示書を書く会」

講師：札幌市立大学大学院教授 スーディ神崎和代氏

⑧石狩ブロック研修会の開催 10月8日(土) 千歳市民文化センター 24名参加

内容：講演、参加者とのパネルディスカッション、意見交流等

講師：北海道介護福祉学校教務課長 悪七尚広氏

介護老人保健施設アトライフ恵庭 事務部長 齊藤英樹氏

社労士事務所メディケアリンク千歳代表 及川進氏

特別養護老人ホームやまとの里施設長 木下浩志氏

⑨司法福祉の関する研修会の開催 3月4日(土) かでの2・7 36人参加

「入口支援の流れと実際状況」

講師：札幌地方検察庁刑事部社会復帰支援担当 釣秀樹氏

実践報告：会員 安田昌彰氏

⑩社会福祉士国家試験全国統一模擬の実施 10月1日(土) かでの2・7 105人受験

鈴木健幹事・鈴木舞幹事・斉藤監事対応

⑪日本社会福祉士会基礎研修講師養成研修への派遣 10月1日(土) NTTセミナーセンター

SW理論～菅支部長、地域開発～海老副支部長、サービス管理～尾崎幹事、

権利擁護～目黒副支部長、実践評価・研究～村上幹事

## (2) 成年後見人等の推薦に伴う連絡調整及び後見受任者への支援

①合議体の開催

メールを中心として随時開催

3月24日(金) 札幌市社会福祉総合センター

②家庭裁判所等関連会議への出席

2月20日(月) 長井委員・目黒副支部長出席

③三役とばあとなあ委員との打合せ

12月17日(土) 社会福祉総合センター 5名出席

3月11日(土) かでの2・7 8名出席

④ばあとなあ登録者学習会の開催 かでの2・7

・6月18日(土)「道央地区支部ばあとなあの現況と新規ケースの受任の流れ等」  
16名参加

・9月3日(土)「弁護士の活動」15名参加

・11月19日(土)「不動産処分があるケースの対応」20人参加

・3月11日(土)「後見人等としての活動報告」18人参加

## (3) 会員との交流促進

①会員サロンの開催

札幌市社会福祉総合センター

・10月28日(金) 18名参加

「こども食堂の実際 - 社会福祉士との連携を見据えて」

講師：にじ色こども食堂代表 安田香織氏

・12月16日(金) 9名参加

「若年認知症の実際 - 寄せられる相談の現状と社会福祉士への期待 -」

講師：北海道若年認知症の人と家族の会事務局長 平野憲子氏

・2月24日(金) 15名参加

「ひきこもり支援の実際 - 寄せられる相談の現状と社会福祉士への期待 -」

講師：公益財団法人北海道精神保健推進協会こころのリハビリ総合支援センター  
北海道ひきこもり成年相談センター・札幌市ひきこもり地域支援センター  
事業部長(コーディネーター) 三上雅幸氏

②江別市社会福祉士協会研修会等への運営協力

- ・6月10日(土)勉強会 講師：居宅介護支援事業所友愛野幌・成田氏 28名参加
  - ・7月2日(日)オレンジRUNえべつ 講師：吉田氏 8名参加(学生3名)
  - ・7月28日(金)勉強会 講師：訪問看護ステーションのつぼろ宇佐美氏 21名参加
  - ・10月25日(水)勉強会「発達障害について」講師：谷藤氏・水口氏 43名参加
- ※その他、2月に新年会を開催

(4) 情報提供の仕組みづくり

- ①道央地区支部ホームページの立上・運営 平成29年1月から運営開始
- ②会員サロン等案内チラシ・会員情報紙の発行 8月・10月・12月・2月
- ③道士会かわら版への作成協力 8月・10月・2月

(5) 社会福祉士の地位向上を進める取組

①各種委員会委員の推薦・派遣

札幌市福祉サービス調整委員会委員の推薦～海老副支部長

人権擁護委員候補者の推薦～日黒副支部長

江別市後見実施機関検討委員会委員の推薦～菅支部長

札幌市介護認定審査会委員の推薦～雨宮春美さん、石崎剛さん、大高範子さん、  
大野淑子さん、奥田龍人さん、奥寺光子さん、奥野啓子さん、  
乙坂友広さん、柏浩文さん、川島志織里さん、窪田京子さん、  
佐久間仁さん、佐藤哲夫さん、佐藤秀幸さん、苮木啓子さん、  
檜森道子さん、巻康弘さん、松原俊輔さん、宮川亮一さん、  
村上佐喜子さん、日黒紀美代さん、山階綾太郎さん

札幌市障害支援区分認定等審査会委員の推薦～荒川倫代さん、加藤澄子さん、  
箭内宏行さん、山下浩紀さん

小樽市障害認定審査会委員の推薦～里村幹事

道士会子ども未来部会委員の推薦～池田真紀さん

道士会倫理委員会委員候補者の推薦～尾崎幹事

女子施設地域連携事業に係る札幌刑務支所への派遣～日黒副支部長

②子ども食堂と三役との意見交流会の開催

3月6日(月)札幌市社会福祉総合センター 27人・子ども食堂12か所参加

(6) 各種会議等の開催

①地区支部全体会の開催 6月25日(土) いなきた・コミュニケーション

合計221名(出席25名、書面評決123名、委任状73名)

(議案) 議案第1号 2015年度事業報告について

議案第2号 2015年度決算について

- 議案第 3 号 2015 年度決算報告について  
議案第 4 号 支部規約の改正について  
議案第 5 号 役員改選について  
議案第 6 号 2016 年度事業計画 (案) について  
議案第 7 号 2016 年度予算 (案) について

②三役及び四役会議の開催 札幌市社会福祉総合センター他

8 月 3 日 (水)、8 月 29 日 (月)、10 月 19 日 (水)、11 月 18 日 (金)、12 月 14 日 (水)、  
1 月 18 日 (水)、2 月 6 日 (月)、2 月 17 日 (金)、3 月 1 日 (水)、3 月 13 日 (月)

③幹事会の開催 札幌市社会福祉総合センター他

6 月 25 日 (土)、7 月 13 日 (水)、8 月 8 日 (月)、9 月 7 日 (水)、10 月 20 日 (木)、  
11 月 21 日 (月)、12 月 15 日 (木)、1 月 20 日 (金)、2 月 22 日 (水)、3 月 16 日 (木)

④道士会定期総会への出席 6 月 11 日 (土) かでの 2・7

⑤道士会理事会への出席 7 月 23 日 (土)・10 月 29 日 (土)・1 月 28 日 (土)  
かでの 2・7 菅支部長

⑥道士会地区支部長・事務局長会議への出席 10 月 29 日 (土) かでの 2・7  
菅支部長・目黒副支部長出席

⑦道士会地区支部会計研修会への出席 10 月 8 日 (土) かでの 2・7  
鈴木健幹事出席



## 収 支 計 算 書

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(5) 事業収入	85,000	101,000	-16,000
事業収入	85,000	101,000	-16,000
各種参加費等事業収入	85,000	101,000	-16,000
(6) 補助金等収入	786,000	786,000	0
支部配分金収入	786,000	786,000	0
共通	50,000	50,000	0
会員割	426,000	426,000	0
地区支部研修等配分金	310,000	310,000	0
(9) 雑収入	100	35	65
受取利息収入	100	35	65
事業活動収入計	871,100	887,035	-15,935
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	709,500	343,311	366,189
旅費交通費支出	193,500	55,266	138,234
研修費支出	20,000	20,000	0
通信運搬費支出	77,000	34,130	42,870
会議費支出	0	1,207	-1,207
消耗品費支出	30,000	11,900	18,100
印刷製本費支出	73,500	6,850	66,650
賃借料支出	118,500	61,570	56,930
諸謝金支出	187,000	142,842	44,158
委託費支出	0	1,400	-1,400
雑支出	10,000	8,146	1,854
(2) 管理費支出	214,600	537,972	-323,372
旅費交通費支出	43,000	114,724	-71,724
通信運搬費支出	5,000	49,959	-44,959
消耗品費支出	0	81,863	-81,863
印刷製本費支出	45,000	81,116	-36,116
賃借料支出	0	1,480	-1,480
委託費支出	120,000	188,880	-68,880
雑支出	1,600	19,950	-18,350
(3) 他会計への繰入金支出	0	156,357	-156,357
本部支部間繰出額	0	156,357	-156,357
事業活動支出計	924,100	1,037,640	-113,540
事業活動収支差額	-53,000	-150,605	97,605
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	-53,000	-150,605	97,605
前期繰越収支差額	273,682	150,605	123,077
次期繰越収支差額	220,682	0	220,682



## 2017年度「道央地区支部」事業計画(案)

### 1. 事業方針

これまでの地区支部活動を継続するとともに、役員体制の一新に伴い、新たに取り組むべき課題、見直すべき問題に向き合っていきます。

そのためにも、原点に立ち返り地区支部の全体化、一体化を図るため、会員との距離を少しでも近づける取組を通じて、会員との関係づくりを強化するとともに、会員の意見を取り入れた活動をすすめるための基盤整備を図ります。

### 2. 事業内容

#### (1) 各種研修会等の開催

社会福祉セミナーの開催	5月27日(土)	社会福祉総合センター
成年後見・権利擁護セミナーの開催	12月9日(土)	社会福祉総合センター
基礎研修Ⅰの開催(集合研修)	10月15日(日)・2月24日(土)	社会福祉総合センター・かでの2・7
基礎研修Ⅱの開催	かでの2・7	
SW理論	6月24日(土)・25日(日)、7月23日(日)	
地域政策	8月19日(土)・20日(日)	
人材育成・権利擁護	9月9日(土)、10月21日(土)・22日(日)	
実践評価・研究	11月18日(土)・19日(日)、12月9日(土)	
地域包括支援センター自己評価研修会の開催	2月10日(土)	社会福祉総合センター
地域包括支援センター高齢者虐待研修会の開催	8月5日(土)	社会福祉総合センター
ぱあとなあ登録者研修会の開催	6月17日(土)・9月2日(土)・11月3日(金)・3月17日(土)	社会福祉総合センター
司法福祉に関する研修会の開催	3月10日(土)	社会福祉総合センター
社会福祉士国家試験全国統一模擬の実施	10月7日(土)	かでの

#### (2) 成年後見人等の推薦に伴う連絡調整及び後見受任者への支援

合議体の開催	随時
家庭裁判所等関係機関との連携強化	
家庭裁判所等関連会議への出席	年1回

#### (3) 会員との交流促進

会員サロンの開催	6月23日(金)・9月6日(水)・12月1日(金)・3月2日(金)	社会福祉総合センター
会員との懇談会の実施(後志・空知ブロック)	各年1回	
各地域での勉強会、交流会等への役員派遣等支援の実施		

(4) 情報提供の仕組みづくり

ホームページの運営	随 時
会員サロン等案内チラシ・会員情報紙の発行	必要の都度
道士会かわら版への協力	8月・10月・2月

(5) 社会福祉士の地位向上を進める取組

各種委員会委員の推薦  
各種研修会等への講師派遣  
生活困難者支援に伴う関係機関とのネットワークの構築・相談支援の実施

(6) 各種会議等の開催

地区支部全体会の開催	5月27日(土)	社会福祉総合センター
幹事会の開催	月1回	社会福祉総合センター
三役会議(正副支部長・事務局長等)の開催	月1回	社会福祉総合センター
その他、ブロック毎の打合せ等	随 時	
道士会定期総会等への出席	6月10日(土)	
道士会理事会への出席	5月13日(土)・7月22日(土)・ 10月28日(土)・1月28日(土)	
道士会地区支部長・事務局長会議への出席	10月28日(土)	

(7) 事務局機能の強化

【新事務局の設置】平成29年度から

〒064-0825 札幌市中央区北5条西29丁目1-1-902

社会福祉士事務所 空(kuu くら) TEL 011-688-6875 FAX 011-688-6878

当初予算書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

公益社団法人 北海道社会福祉士会 道央地区支部

(単位:円)

科 目	公1			公2				法人会計	合 計
	研修事業	キャリアパス事業	公1小計	権利擁護事業	地域福祉活動事業	広報啓発事業	生活再建サポート事業(旧災害支援)		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産受取利息			0				0		0
会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正会員会費収入			0				0		0
(賛助会員会費収入)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賛助会員会費			0				0		0
学正会員会費			0				0		0
事業収益	250,000	0	250,000	0	0	0	0	0	250,000
各種参加費等事業収入	250,000		250,000				0		250,000
第三者評価機関認証料事業収入			0				0		0
ばあとなあ事業収入			0				0		0
受取補助金収入	140,000	0	140,000	108,800	50,000	100,000	0	258,800	436,700
受取委託料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本社会福祉士会 講習会委託料収入			0				0		0
ばあとなあ受託収入			0				0		0
介護保険適正化事業受託収入			0				0		0
生活再建サポート委託料収入			0				0		0
その他委託料収入			0				0		0
受取助成金収入	140,000	0	140,000	108,800	50,000	100,000	0	258,800	436,700
日本社会福祉士会 支部活動費			0				0		0
日本社会福祉士会 交通費助成金			0				0		0
潜在的有資格者等養成支援助成金			0				0		0
その他助成金収入			0				0		0
(道社会福祉士会別支部配分金)	140,000	0	140,000	108,800	50,000	100,000	0	258,800	436,700
共通			0				0	50,000	50,000
会員割			0	38,800	0		38,800	386,700	425,500
地区支部研修等配分金	140,000		140,000	70,000	50,000	100,000	220,000	0	360,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金			0				0		0
受取負担金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金収入			0				0		0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息			0				0		0
(その他の雑収入)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書籍販売収入			0				0		0
送料			0				0		0
研修等資料販売収入			0				0		0
広告物同封手数料収入			0				0		0
会費銀行振込回収手数料収入			0				0		0
その他の雑収入			0				0		0
経常収益計	390,000	0	390,000	108,800	50,000	100,000	0	258,800	436,700
2. 経常費用									
経常費用支出	390,000	0	390,000	108,800	50,000	100,000	0	258,800	648,800
給料手当			0				0		0
(福利厚生費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0		0	0			0		0
法定福利費	0		0	0			0		0
旅費交通費	60,000		60,000		20,000		20,000		80,000
研修費	0		0	0			0		0
通信運搬費	138,000		138,000	5,000		4,000	9,000		147,000
減価償却費	0		0	0			0		0
消耗什器備品費	0		0	0			0		0
消耗品費	11,500		11,500	8,200	3,000	6,000	17,200		28,700
修繕費	0		0	0			0		0
書籍代購入費	0		0	0			0		0
印刷製本費	102,000		102,000	5,000	2,000		7,000		109,000
燃料費	0		0	0			0		0
光熱水料費	0		0	0			0		0
賃借料	0		0	42,600	25,000	10,000	77,600		177,600
保険料	0		0	0			0		0
諸会費	0		0	0			0		0
諸謝金	76,000		76,000	48,000		80,000	128,000		204,000
会議費	500		500	0			0		500
慶弔交際費	0		0	0			0		0

記載なし

当初予算書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

公益社団法人 北海道社会福祉士会 道央地区支部

(単位:円)

科 目	公1			公2				法人会計	合 計
	研修事業	キャリアパス事業	公1小計	権利擁護事業	地域福祉活動事業	広報啓発事業	生活再建サポート事業(旧災害支援)		
租税公課	0		0	0				0	0
支払負担金	0		0	0				0	0
支払配分金(支払助成金)	0		0	0				0	0
支払寄付金	0		0	0				0	0
委託費	0		0	0				0	0
試験評価費支出	0		0	0				0	0
成年後見人養成支部委託研修諸経費	0		0	0				0	0
映画上映料	0		0	0				0	0
雑費	2,000		2,000					0	2,000
<b>計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>4,336,700</b>	<b>4,336,700</b>
給料手当									0
福利厚生費									0
法定福利費									0
旅費交通費								202,500	202,500
通信運搬費								75,000	75,000
減価償却費								0	0
消耗什器備品費								0	0
消耗品費								4,200	4,200
修繕費								0	0
書籍代購入費								0	0
印刷製本費								45,000	45,000
燃料費								0	0
光熱水料費								0	0
賃借料								0	0
保険料								0	0
諸会費								0	0
諸謝金								0	0
会議費								0	0
慶弔交際費								0	0
租税公課								0	0
支払負担金								0	0
支払配分金								0	0
支払寄付金								0	0
委託費								60,000	60,000
雑費								50,000	50,000
<b>計</b>	<b>390,000</b>	<b>0</b>	<b>390,000</b>	<b>1,088,800</b>	<b>50,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>258,800</b>	<b>4,336,700</b>	<b>11,085,500</b>
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
			0					0	0
			0					0	0
(2) 経常外費用									
			0					0	0
			0					0	0
当期正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額			0					0	0
指定正味財産期首残高			0					0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部									
当期基金増減額			0					0	0
基金期首残高			0					0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0

記載なし

# 予 算 書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

社団法人 北海道社会福祉士会 道央地区支部

収入		支出										
共通	収入	旅費	交通費	通信費	運搬費	会議費	消耗品費	印刷製本費	賃借料	諸謝費	委託費	雑費
	¥ 50,000											
会員割	¥ 425,500											
社会福祉士C	¥ 100,000	¥ 60,000		¥ 125,000			¥ 6,500	¥ 100,000		¥ 32,000		
評価シート	¥ 20,000			¥ 6,500			¥ 1,000			¥ 4,000		¥ 1,000
虐待対応	¥ 20,000			¥ 6,500			¥ 2,000			¥ 20,000		¥ 1,000
権利擁護	¥ 30,000			¥ 1,000			¥ 3,200		¥ 32,600	¥ 32,000		
ばあどなあ	¥ 40,000			¥ 4,000			¥ 5,000	¥ 5,000	¥ 10,000	¥ 16,000		
自主事業	¥ 100,000					¥ 500	¥ 2,000	¥ 2,000		¥ 20,000		
参加費収入	¥ 250,000			¥ 4,000			¥ 6,000		¥ 10,000	¥ 80,000		
研修等配分金	¥ 50,000	¥ 20,000					¥ 3,000	¥ 2,000	¥ 25,000			
		¥ 202,500		¥ 125,000			¥ 4,200	¥ 45,000			¥ 60,000	¥ -
		¥ -										
	¥ 1,085,500	¥ 282,500	¥ 272,000	¥ 500	¥ 32,900	¥ 154,000	¥ 77,600	¥ 204,000	¥ 60,000	¥ 2,000		

## 議案第4号

### 地区支部規約の改正について

以下の理由により、改正を行うものとする。

#### 〔改正理由〕

- ① 事務局の変更
- ② 本部規則の改正
- ③ 役員の追加
- ④ 役員任期の延長

#### 〔改正内容〕 新旧対照表のとおり

- ① 第2条
- ② 第5条、第9条1項、第16条
- ③ 第9条1項・2項・3項、第12条3項
- ④ 附則9(本部の役員任期と合わせるため、第11条の規定にかかわらず、2018年5月支部全体会までを2019年5月支部全体会までと1年延期する。)

#### 〔施行年月日〕

2017年5月27日



## 公益社団法人北海道社会福祉士会 道央地区支部規約 新旧対照表

旧	新	説明
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、「公益社団法人北海道社会福祉士会道央地区支部＝略称：道央社会福祉士会(以下、「本会」という。)」と称する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 本会の事務局は、社団法人北海道社会福祉士会事務局に置く。</p> <p><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本会は公益社団法人北海道社会福祉士会(以下、「本部」という。)の地区支部として、社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の道民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって道央地区における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)社会福祉の援助を必要とする道央地区道民の生活と権利の擁護に関する事業</p> <p>(2)道央地区道民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業</p> <p>(3)社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業</p> <p>(4)社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業</p> <p>(5)相談援助従事者の養成及び技術の研鑽に関する事業</p> <p>(6)社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業</p> <p>(7)社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業</p> <p>(8)その他、本会の目的を達成するために必要な</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、「公益社団法人北海道社会福祉士会道央地区支部(以下、「本会」という。)」と称する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 本会の事務局は、<u>社会福祉士事務所空</u>(札幌市中央区北5条西29丁目1-1-902)に置く。</p> <p><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本会は公益社団法人北海道社会福祉士会(以下、「本部」という。)の地区支部として、社会福祉の援助を必要とする北海道民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の道民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって道央地区における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)社会福祉の援助を必要とする道央地区道民の生活と権利の擁護に関する事業</p> <p>(2)道央地区道民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業</p> <p>(3)社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業</p> <p>(4)社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業</p> <p>(5)相談援助従事者の養成及び技術の研鑽に関する事業</p> <p>(6)社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業</p> <p>(7)社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業</p> <p>(8)その他、本会の目的を達成するために必要な</p>	<p>略称の削除</p> <p>事務局の変更</p>

<p>事業</p> <p>第 3 章 会員 (会員) 第5条 本会の会員は、本部会員で石狩・空知・後志振興局管内に居住又は勤務先がある者とする。</p> <p>(入会手続き) 第6条 前条に掲げる者は、本部の会員として承認された時から本会会員とみなす。</p> <p>(退会) 第7条 本部の会員資格を失った者は、本会の会員資格を失ったものとみなす。 2 本部の他地区支部会員に転出した者についても、前項の規定を準用する。</p> <p>(会費) 第8条 本会の会費は徴収しない。</p> <p>第 4 章 機関 (役員) 第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>(1)支部長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>(2)副支部長</td><td>1人以上4人以内</td></tr> <tr><td>(3)事務局長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>(4)会計</td><td>1人</td></tr> <tr><td>(5)幹事</td><td>4人以上20人以内</td></tr> <tr><td>(6)監事</td><td>2人以内</td></tr> <tr><td>(7)本部理事</td><td>1人</td></tr> </table> <p>2 支部長、副支部長、事務局長、会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。</p> <p>3 副支部長及び事務局長は、支部長が幹事の中から指名するものとする。</p> <p>4 本部理事については、幹事と兼任することができる。</p> <p>5 幹事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。</p> <p>(役員の選出) 第 10 条 役員の選出は支部全体会にて選出する。</p> <p>(役員の任期及び補充)</p>	(1)支部長	1人	(2)副支部長	1人以上4人以内	(3)事務局長	1人	(4)会計	1人	(5)幹事	4人以上20人以内	(6)監事	2人以内	(7)本部理事	1人	<p>事業</p> <p>第 3 章 会員 (会員) 第5条 本会の会員は、本部会員で石狩・空知・後志振興局管内に居住する者とする。 <u>ただし、届け出により勤務地に所属を変更することができる。</u></p> <p>(入会手続き) 第6条 前条に掲げる者は、本部の会員として承認された時から本会会員とみなす。</p> <p>(退会) 第7条 本部の会員資格を失った者は、本会の会員資格を失ったものとみなす。 2 本部の他地区支部会員に転出した者についても、前項の規定を準用する。</p> <p>(会費) 第8条 本会の会費は徴収しない。</p> <p>第 4 章 機関 (役員) 第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>(1)支部長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>(2)副支部長</td><td>1人以上4人以内</td></tr> <tr><td>(3)事務局長</td><td>1人</td></tr> <tr><td><u>(4)事務局次長</u></td><td><u>1人</u></td></tr> <tr><td><u>(5)会計</u></td><td><u>1人</u></td></tr> <tr><td><u>(6)幹事</u></td><td><u>4人以上20人以内</u></td></tr> <tr><td><u>(7)監事</u></td><td><u>2人以内</u></td></tr> <tr><td><u>(8)本部理事</u></td><td><u>若干名</u></td></tr> </table> <p>2 支部長、副支部長、事務局長、<u>事務局次長</u>、会計は幹事とし、幹事の定数に含めるものとする。</p> <p>3 副支部長及び事務局長、<u>事務局次長</u>は、支部長が幹事の中から指名するものとする。</p> <p>4 本部理事については、幹事と兼任することができる。</p> <p>5 幹事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。</p> <p>(役員の選出) 第 10 条 役員の選出は支部全体会にて選出する。</p> <p>(役員の任期及び補充)</p>	(1)支部長	1人	(2)副支部長	1人以上4人以内	(3)事務局長	1人	<u>(4)事務局次長</u>	<u>1人</u>	<u>(5)会計</u>	<u>1人</u>	<u>(6)幹事</u>	<u>4人以上20人以内</u>	<u>(7)監事</u>	<u>2人以内</u>	<u>(8)本部理事</u>	<u>若干名</u>	<p>本部「支部の設置及び運営に関する規則」の変更</p> <p>役員の追加</p> <p>本部「役員選出規則」の変更 役員の追加</p> <p>役員の追加</p>
(1)支部長	1人																															
(2)副支部長	1人以上4人以内																															
(3)事務局長	1人																															
(4)会計	1人																															
(5)幹事	4人以上20人以内																															
(6)監事	2人以内																															
(7)本部理事	1人																															
(1)支部長	1人																															
(2)副支部長	1人以上4人以内																															
(3)事務局長	1人																															
<u>(4)事務局次長</u>	<u>1人</u>																															
<u>(5)会計</u>	<u>1人</u>																															
<u>(6)幹事</u>	<u>4人以上20人以内</u>																															
<u>(7)監事</u>	<u>2人以内</u>																															
<u>(8)本部理事</u>	<u>若干名</u>																															

<p>第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第12条 支部長は、本会を代表し、その業務を統括する</p> <p>2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、副支部長がその職務を代行する。</p> <p>3 事務局長は、本会の事務にあたる。</p> <p>4 会計は、会計の事務にあたる。</p> <p>5 幹事は、会務を執行する。</p> <p>6 監事は、本会の会計及び業務の監査にあたり、支部全体会に報告する。</p> <p>7 本部理事は、本部理事会に出席し、本会と本部との連絡調整にあたる。</p> <p>(解任)</p> <p>第13条 役員が次の各号の一に該当する場合は、任期の途中であっても、支部全体会承認により解任することができる。ただしその場合は、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。</p> <p>(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>第5章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 本会の会議は、支部全体会及び役員会とする。</p> <p>(支部全体会)</p> <p>第15条 定期の支部全体会は、年1回開催する。ただし、支部長が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上の請求があるときは、臨時の支部全体会を開くことができる。</p> <p>2 支部全体会の議事は、会員の4分の1以上の出席により成立し、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 やむを得ない理由により支部全体会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができ、またはあらかじめ会議の</p>	<p>第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第12条 支部長は、本会を代表し、その業務を統括する</p> <p>2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、副支部長がその職務を代行する。</p> <p>3 事務局長及び事務局長次長は、本会の事務にあたる。</p> <p>4 会計は、会計の事務にあたる。</p> <p>5 幹事は、会務を執行する。</p> <p>6 監事は、本会の会計及び業務の監査にあたり、支部全体会に報告する。</p> <p>7 本部理事は、本部理事会に出席し、本会と本部との連絡調整にあたる。</p> <p>(解任)</p> <p>第13条 役員が次の各号の一に該当する場合は、任期の途中であっても、支部全体会承認により解任することができる。ただしその場合は、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。</p> <p>(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>第5章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 本会の会議は、支部全体会及び役員会とする。</p> <p>(支部全体会)</p> <p>第15条 定期の支部全体会は、年1回開催する。ただし、支部長が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上の請求があるときは、臨時の支部全体会を開くことができる。</p> <p>2 支部全体会の議事は、会員の4分の1以上の出席により成立し、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 やむを得ない理由により支部全体会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができ、またはあらかじめ会議の</p>	<p>役員の追加</p>
---	---	--------------

<p>承認議案が通知されている場合は、その書面をもって表決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。</p> <p>4 支部全体会の議長は、その会議において出席した会員の中から選出する。</p> <p>(付議事項)</p> <p>第 16 条 支部全体会は、次に定める事項を承認し、本部理事会へ報告する。</p> <p>(1)規約の改廃</p> <p>(2)役員を選出</p> <p>(3)その他本会の運営に関する重要事項</p> <p>2 支部全体会は、次に定める事項を報告する。</p> <p>(1)事業計画・事業報告及び予算・決算に関すること</p> <p>(役員会)</p> <p>第 17 条 役員会(支部役員会)は、支部長・副支部長・事務局長・会計・幹事・本部理事で構成し、支部長が必要と認めたときに開催する。</p> <p>2 役員会の議事は、役員の過半数の出席により成立し、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 支部長は、必要があると認めた時には、役員会に会員及び会員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>4 やむを得ない理由により役員会に出席できない役員は、他の役員を代理人として表決を委任することができ、この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。</p> <p>第 6 章 会計</p> <p>(会 計)</p> <p>第 18 条 本会の経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもってまかなう。</p> <p>(負担金)</p> <p>第 19 条 第4条に掲げる事業の実施に際して、その経費の一部を参加者からの負担金等をもってこれにあてることができる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 20 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>第 7 章 解散その他</p> <p>(解散)</p>	<p>承認議案が通知されている場合は、その書面をもって表決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。</p> <p>4 支部全体会の議長は、その会議において出席した会員の中から選出する。</p> <p>(付議事項)</p> <p>第 16 条 支部全体会は、次に定める事項を審議する。</p> <p><u>(1)事業計画及び予算</u></p> <p><u>(2)事業報告及び決算報告</u></p> <p><u>(3)支部役員を選出</u></p> <p><u>(4)その他支部の重要事項</u></p> <p>(役員会)</p> <p>第 17 条 役員会(支部役員会)は、支部長・副支部長・事務局長・会計・幹事・本部理事で構成し、支部長が必要と認めたときに開催する。</p> <p>2 役員会の議事は、役員の過半数の出席により成立し、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 支部長は、必要があると認めた時には、役員会に会員及び会員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>4 やむを得ない理由により役員会に出席できない役員は、他の役員を代理人として表決を委任することができ、この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。</p> <p>第 6 章 会計</p> <p>(会 計)</p> <p>第 18 条 本会の経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもってまかなう。</p> <p>(負担金)</p> <p>第 19 条 第4条に掲げる事業の実施に際して、その経費の一部を参加者からの負担金等をもってこれにあてることができる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 20 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>第 7 章 解散その他</p> <p>(解散)</p>	<p>本部「支部の設置及び運営に関する規則」の変更</p>
---	--	-------------------------------

<p>第 21 条 本会を解散するには、会員の3分の1以上または役員の過半数の提案により、支部全体会において出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は2003年3月8日より施行する。</p> <p>2 この地区支部の設立当初の役員は、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 11 条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。</p> <p>3 この地区支部の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 19 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p> <p>4 この法人の設立当初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。</p> <p>5 この規約の改正は、2008年4月26日から施行する。</p> <p>6 この規約の改正は、2011年12月23日から施行する。</p> <p>7 この規約の改正は、2015年6月28日から施行する。</p> <p>8 この規約の改正は、2016年 6月25日から施行する。</p>	<p>第 21 条 本会を解散するには、会員の3分の1以上または役員 of 過半数の提案により、支部全体会において出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は2003年3月8日より施行する。</p> <p>2 この地区支部の設立当初の役員は、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 11 条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。</p> <p>3 この地区支部の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 19 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p> <p>4 この法人の設立当初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。</p> <p>5 この規約の改正は、2008年4月26日から施行する。</p> <p>6 この規約の改正は、2011年12月23日から施行する。</p> <p>7 この規約の改正は、2015年6月28日から施行する。</p> <p>8 この規約の改正は、2016年 6月25日から施行する。</p> <p>9 <u>この規約の改正は、2017年 5月27日から施行する。なお、役員任期については、本部の役員任期と合わせるため、第 11 条の規定にかかわらず、2018 年 5 月支部全体会までを、2019 年 5 月支部全体会までと 1 年延長するものとする。</u></p>	<p>役員任期の延長</p>
---	---	----------------

## 公益) 北海道社会福祉士会「道央地区支部」役員・担当一覧

### 役員・幹事・監事(17名)

支部長(道士会理事)	菅	しおり(トアいこいの杜生活支援センター)
副支部長・石狩ブロック長 (道士会理事)	海老厚	志(恵庭市社会福祉協議会)
副支部長・権利擁護担当 札幌ブロック長	目黒	紀美代(社会福祉士事務所 空)
事務局長・札幌ブロック長	柏	浩文(札幌市社会福祉協議会)
事務局次長・総務企画担当 (道士会総務企画委員会委員)	小野寺	敦(札幌市手稲区社会福祉協議会)
会計	鈴木	健(特別養護老人ホーム藤苑)
後志ブロック担当・生涯研修担当 (道士会理事)	村上	敦哉(しりべし圏域総合支援センター)
空知ブロック担当	鈴木	舞(滝川市立病院)
幹事・生涯研修担当 (道士会倫理委員会委員)	尾崎	誠(グラマーネ介護サービスセンター)
幹事・障がい者等支援担当	近藤	健志(株式会社エールアライブ)
幹事・生活困難者支援担当 (道士会生活困窮者支援委員会委員)	里村	としこ(里村司法書士事務所)
幹事・地域包括担当 (道士会地域包括支援委員会委員)	島崎	顕生(札幌市北区第2地域包括支援センター)
幹事・司法分野担当	橋爪	拓士(千歳市東区地域包括支援センター)
幹事・地域包括担当	林	晃市(北広島市みなみ高齢者支援センター)
幹事・障がい者等支援担当	藤根	美紀子(非営利特定活動法人大地ふくし会)
幹事・災害支援担当 (道士会災害支援委員会委員)	山崎	真裕(北海道社会福祉協議会)
監事	斎藤	規和(株式会社シムス)
監事	宮川	亮一